

四徳発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所						項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目			
1	募集要項		1	7				根拠とすべき法令等	海外規格(IECやIEEEなど)の取り扱いについては、国内規格との同等性評価を行う事によって適用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 提案時にその旨を記載するとともに、機器承認時には募集要項に記載の規格を満足する事を証してください。
2	要求水準書	7		2	(6)	ア		工事対象施設	「表2-4工事対象施設」にある能徳沢取水口・上水槽(除塵機、鉄管制水門、上屋)について、「3 工事に関する要求事項(P11以降)」に記載がありませんが、更新及び補修の要否については応募者が判断し必要に応じて提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	7		2	(6)	ア		工事対象施設	「表2-4工事対象施設」に記載のある上水槽(分水ゲート)とは、上水槽排砂門との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	7		2	(6)	ア		工事対象施設	表2-4工事対象設備の更新・改修・補修を効率的かつ効果的に行うため、建設時の記録・写真や運開前後の各種調査データの開示を希望致します。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。
5	要求水準書	7		2	(6)	ア		工事対象施設	「表2-4 工事対象施設」に記載された工事対象施設それぞれの最新の図面をご提供願います。	守秘義務対象開示資料を参照ください。
6	要求水準書	7		2	(6)	ア		工事対象施設	「表2-4 工事対象施設」に記載された工事対象施設それぞれの最新の点検報告書をご提供願います。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。
7	要求水準書	7		2	(6)	ア		工事対象施設	取水口の「能徳沢取水口」はどのような工事を想定されているかご教示願います。	FIT新設区分の認定を取得できるよう、ご提案願います。
8	要求水準書	8		2	(6)	ア		工事対象施設	受変電設備の計画検討に伴ない22kV四徳送電線と中部電力パワーグリッド殿との連系点における%インピーダンス値(10000kVA基準)の情報提供を願います。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。
9	要求水準書	8		2	(7)	ア		施設に関する要求事項	「FIT新設区分の適用が可能な全更新を行うこと。」とご要求があります。FIT適用可能範囲については、提案書提出前に応募者が直接経済産業局宛てに問い合わせることが不可欠であると考えますが、応募者が直接問い合わせてもよろしいでしょうか。	個別具体の案件については県で確認し回答いたしますので、対面質疑の事前質問にてご質問ください。
10	要求水準書	11		3	(1)	ア		共通項目	災害時の所内電源確保や将来の地域マイクログリッドを想定した、自立運転機能は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	11		3	(1)	ア	(イ)	共通項目	FIT制度新設区分の適用が可能な全更新を行うこと。とありますが、本改修工事は、「固定価格買取制度における既設の水力発電設備の更新に係る認定の考え方について」(平成29年3月31日 資源エネルギー庁)の【水力発電の更新に係る認定の考え方 一覧表】内、「新設区分(既設発電所を更新する場合)」の考えということでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	11		3	(1)	ア	(オ)	施設に関する要求事項	「設備は、秋季の落葉及び冬季の降雪・凍結対策を十分配慮すること。」とあります。具体的には「表-3四徳川取水口」に記載がありますが、これ以外でも、現地調査・開示資料から応募者自ら判断して対策が設備について提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	12		3	(1)	ウ	(ウ)	水車・発電機ほか	「摩耗」の記載がございますが、既設発電所について土砂の量、既設機器に対する土砂の影響(摩耗箇所、摩耗による修理周期)を教えてくださいたくお願いします。	土砂の量については測定していないため、提供は出来ません。 点検記録については、守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。
14	要求水準書	12		3	(1)	ウ		水車・発電機ほか	既設機は誘導発電機ですが、今回の更新において同期発電機か誘導発電機の記載がございませんでした。 そのため、どちらの形式であっても良いという認識で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。

四徳発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所						項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目			
15	要求水準書	13		3	(1)	エ	(オ)	水圧管路	「必要な巡視路及び柵を整備すること」とありますが、整備したい場所及びどの様な整備をご希望なのかご教示願います。	電気設備技術基準に準じた設備としてください。
16	要求水準書	13		3	(1)	オ	(ケ)	接続先	大鹿送電線を指定するものではないため、との記載がありますが、通常の6.6kVでの接続検討を電力会社側へ行い、検討結果を受領していますか？	接続検討は行っていません。
17	要求水準書	13		3	(1)	オ	(ケ)	接続先	上記質問にて接続検討結果を受領していない場合、提案者が接続検討を申し込んでもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 接続検討は標準3か月程度の検討期間を要するため、事前相談により配電線接続の可否を確認してください。ただし、接続検討等に係る費用については提案者負担となります。
18	要求水準書	13		3	(1)	カ	(ア)	取水設備	「土木設備は必要な修繕を実施すること」とありますが、改修対象設備の劣化状況がわかる資料をご提示(点検報告書等)いただけますか。	点検記録については、守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。
19	要求水準書	13		3	(1)	カ	(イ)	取水設備	「四徳川取水堰排砂門、制水門は、門扉、戸当たり、巻上機及び制御盤を更新」とありますが、制御盤(現地の盤ではゲート操作盤)内の制御装置や計測・測定機器も全て更新という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	13		3	(1)	カ	(イ)	取水設備	「ただし、下流河川に急激な水位変動が起きないように制御すること」とありますが、河川法で定めている下流河川水位を30分30cm以内で制御することでよろしいでしょうか。その場合、下流河川の水位-流量表等のデータは提供いただけますでしょうか。	制御についてはご理解のとおりです。 データについては契約後に提供するものとします。
21	要求水準書	14		3	(1)	カ	(ウ)	取水設備	「沈砂池排砂門の更新において、堆砂を検知して自動排砂」とありますが、機側・遠方操作に加え自動機能を付加することでよろしいでしょうか。堆砂の状況によっては、天候に関係なく下流河川に濁水が流下する可能性が有りますが、差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	14		3	(1)	カ	(ウ)	取水設備	四徳川取水堰排砂門、取水口制水門は「門扉、戸当り、巻上機及び制御盤」を更新と記載がありますが、沈砂池排砂水門は「更新し電動化すること」との記載に留まっています。四徳川取水堰排砂門、取水口制水門のように、想定している機器があればご教示ください。	ご提案によるものとします。
23	要求水準書	14		3	(1)	カ	(エ)	取水設備	「沈砂池の管理小屋を更新」とありますが、現状の建坪でよろしいでしょうか。	ご提案によるものとします。
24	要求水準書	14		3	(1)	カ	(エ)	取水設備	建築確認申請の要否について、申請が必要となる場合、手続き費用を工事費に見込む必要があるため、応募者が申請要否を事前に直接関係箇所に確認してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	14		3	(1)	カ	(オ)	取水設備	「導水路水位計を更新し、水位による自動制御ができること」とありますが、既設の自動制御装置(監視装置も含め)も更新する場合、現状の制御内容と同等な設定でよろしいでしょうか。	現状の制御内容を基本として、詳細については契約後に協議するものとします。
26	要求水準書	14		3	(1)	カ	(オ)	取水設備	「導水路について、健全度調査結果から見込まれる補修を見込むこと」とありますが、検討するにあたり、同調査報告書概要版では、検討に必要な定量的な調査データが不足しているため、報告書の開示をお願いできませんでしょうか。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、守秘義務対象開示資料として開示します。
27	要求水準書	14		3	(1)	カ	(カ)	取水設備	「銭沢取水設備の撤去を見込むこと。但し事業性が見込める場合はこの限りではない」とありますが、事業性評価において、撤去する範囲(撤去費用)により評価が変化しますので、撤去範囲をご指示いただけないでしょうか。 (河川区域内外の撤去範囲(堰や埋設導水路、横坑の扱い等))	銭沢取水施設の撤去範囲は、河川区域内の工作物(占有面積A=32.9m ²)と想定していますが、具体的な対象等は許可権者との協議によるものとします。
28	要求水準書	14		3	(1)	カ	(キ)	取水設備	導水路について、健全度調査結果から見込まれる補修を見込むこと。とありますが、健全度調査結果の資料をご提供願います。	No.26をご確認ください。

四徳発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

	資料名	該当箇所						項目名	質問事項	回答事項
		頁	章	節	細節	項	目			
29	要求水準書	14		3	(1)	カ	(ク)	取水設備	「河川水位計を新設し河川流量を算定」とありますが、四徳川堰上流域に河川水位計を新設するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	14		3	(1)	キ		上水槽設備	上水槽、または上水槽付近までの車両進入路の有無、有りの場合、進入路の規模感についてご教示願います。	上水槽に対しては、階段下の村道が至近箇所となります。直接アクセスする道路はありません。
31	要求水準書	14		3	(1)	キ	(ア)	上水槽設備	「土木設備は必要な修繕を実施すること」とありますが、改修対象設備の劣化状況がわかる資料をご提示(点検報告書等)いただけますか。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。
32	要求水準書	14		3	(1)	キ	(ウ)	取水設備	四徳川取水堰排砂門、取水口制水門は「門扉、戸当り、巻上機及び制御盤」を更新と記載がありますが、上水槽排砂門(兼かんがい用水分水門)は「更新し電動化すること」との記載に留まっています。四徳川取水堰排砂門、取水口制水門のように、想定している機器があればご教示ください。	ご提案によるものとします。
33	要求水準書	14		3	(1)	キ	(エ)	上水槽設備	「余水路は必要な修繕を実施すること」とありますが、導水路同様、同調査報告書概要版では、検討に必要な定量的な調査データが不足しているため、報告書の開示をお願いできないでしょうか。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、守秘義務対象開示資料として開示します。
34	要求水準書	14		3	(1)	キ	(イ)	上水槽設備	「スクリーンを更新すること」とありますが、既設と同じ形状・寸法でよろしいでしょうか。	ご提案によるものとします。
35	要求水準書	14		3	(1)	キ	(エ)	上水槽設備	余水路は必要な修繕を実施すること。とありますが、導水路のように「健全度調査結果」のような資料はありますでしょうか。	上水槽からかんがい用水分岐地点までの余水路調査結果について、No.26と同様に開示します。
36	要求水準書	14		3	(1)	ク	(ウ)	その他設備	「発電所から上水槽への配線を更新し、埋設配管または露出管路」とありますが、全線に亘り埋設配管か露出管路で更新するということでしょうか。設置環境から架空線も考えられますが、管路での更新が前提でしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	14		3	(1)	ク	(ウ)	その他設備	現状架空線の区間もありますが、管路での更新が前提でしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	15		3	(2)			更新・改修施設に関する技術的提案事項	「小洪ダム湖内にあるため、ダム水位によっては放水路からの逆流等による浸水の懸念がある」と記載がありますが、具体的にダム水位がどこまで上がることを懸念しているのかご教示願います。	小洪ダム洪水時最高水位618mです。小洪ダム水位と発電所の標高関係については、守秘義務対象開示資料をご確認ください。
39	要求水準書	15		3	(2)			表3-1 課題一覧	課題の内容を示す写真や図表等がありましたら、ご提供をお願いいたします。	特にございません。
40	要求水準書	15		3	(2)			更新・改修施設に関する技術提案事項 余水路	ゲート操作に合わせ設置する止水板については余水路内に木材をはめ込んでいるが、・・・とありますが、これは、「余水路かんがい用水分水門」、「上水槽排砂門」のうちのどちらの設備になりますでしょうか。	余水路かんがい用水分水門になります。
41	要求水準書	15		3	(2)			更新・改修施設に関する技術提案事項 発電所建屋	建屋が小洪ダム湖内にあるため、・・・浸水の懸念がある。とありますが、過去に浸水があったとき、水車室FL+何m程度まで浸水したのか、また、最大どこまで浸水する可能性があるのかご教示願います。	過去ダム水位が616.9mまで上昇しましたが、浸水した記録はありません。小洪ダム水位と発電所の標高関係については、守秘義務対象開示資料をご確認ください。
42	要求水準書	17		3	(2)			更新・改修施設に関する技術提案事項	対象設備の四徳川取水口で「9～12月は主に落葉等の塵芥量が多く、取水口スクリーンでは毎日人力で除塵を行っているため、設備管理に手間がかかっている。」とありますが、塵芥を行う前のスクリーンへの付着状況写真及び塵芥量等の資料をご提供をいただけないでしょうか。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。

四徳発電所大規模改修工事 募集要項等(参加資格関連以外)に関する質問に対する回答

資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答事項
	頁	章	節	細節	項	目	細目			
43	要求水準書	16		3	(2)			更新・改修施設に関する技術提案事項 冷却水配管	「冷却水配管 発電機運転時の排水量が多く、地下室の冠水が懸念される。」の記述があります。 一方、洪水時に関連する既設設備の具体的な対応方法(運用実績)について、資料中に記載が確認できませんでした。 つきましては、運用実績として、以下の点についてご教示願います。 1) 洪水時における河川水の発電所建屋への浸水防止対策(設備的対策および運用面での対応を含む) 2) 発電所建屋内に浸水が生じた場合の対応(これまでの対応実績、手順の有無等) 3) 過去の冠水状況(洪水レベル等)	過去ダム水位が616.9mまで上昇しましたが、浸水した記録はありません。 対応実績および手順はありません。
44	要求水準書	17		3	(4)	ア	(ア)	近隣調整及び準備作業	発電所工事で、重量物の搬入出時等、発電所前県道に重機を据えるような通行止め作業が可能か否かは、時期・期間等含め、今後の協議(道路管理者、他関係者との)によると考えておいてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	17		3	(4)	ア	(ア)	近隣調整及び準備作業	発電所工事で、重量物の搬入出の参考資料として、直近の機器(水車、発電機等)や制御盤等の搬入出時の状況についてご教示願います。	直近の重量物搬入実績について記録が無く、提供が出来ません。
46	要求水準書	17		3	(4)	ア	(イ)	工事に関する要求事項	現場事務所、仮設ヤード等仮設計画作成にあたっては、各管理者の了解を得ることが必要不可欠ですが、提案書提出前に、応募者が直接該当管理者と協議することは可能でしょうか。	協議して頂いて構いません。
47	要求水準書	17		3	(4)	ア	(イ)	工事に関する要求事項	提案書提出前に、応募者が河川管理者や道路管理者等、該当管理者と直接協議することが不可の場合、借地できることを前提である旨を提案書に記載することによってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	17		3	(4)	ア	(ウ)	工事に関する要求事項	「工事期間中のかんがい用水供給について、工事期間中においても供給が可能な状態を保持する事」とありますが、工事期間中の施工者として実施すべき範囲についてご教示いただけないでしょうか。(例えば、取水口制水門、水槽排砂門の取水操作、取水口除塵等)	現場工事期間中のかんがい用水の供給については、施工者の責任で実施してください。
49	要求水準書	17		3	(4)	ア	(ウ)	工事期間中のかんがい用水供給について	・・・かんがい期には所定の水量を確保する必要があるため、・・・とありますが、実際のどのくらいの水量かというのをご教示願います。	守秘義務対象開示資料を参照ください。
50	要求水準書	17		3	(4)	ア	(エ)	工事に関する要求事項	既設の予備線(6.6/3.3kV)の受変電設備を、工所用仮設電源として契約者名義を変更した上で、使用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	17		3	(4)	ア	(エ)	工事に関する要求事項	基本設計にあたり、系統連系、その他関連規則等について、提案書提出の前に応募者が直接、経済産業局及び諸官庁に問い合わせてもよろしいでしょうか。	No.9をご確認ください。
52	要求水準書	17		3	(4)	ア	(エ)	工事に関する要求事項	技術検討(系統連系、工所用電源)にあたり、提案書提出前に応募者が直接、中部電力様と協議を行ってもよろしいでしょうか。	No.17をご確認ください。 なお、個別具体の案件については対面質疑の事前質問にてご質問ください。
53	評価項目							ライフサイクルコスト削減	検討にあたり現状の点検頻度をご教示いただきたく「長野県電気事業電気工作物保安規程」を開示いただけないでしょうか。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、守秘義務対象開示資料として開示します。
54	評価項目							ライフサイクルコスト削減	コスト算出にあたり、実施した巡視、点検においてどのような指摘・指導がなされ、どのように修繕・改修したのか確認できる点検報告書、工事・委託実績等を開示いただけないでしょうか。	守秘義務対象開示資料提供申込を頂いた参加表明者に対し、提供可能な範囲で守秘義務対象開示資料として開示します。